

## (2) 循環型社会の形成



### 関連する SDGs のゴール

#### ① リサイクルの推進など資源の有効利用による、環境負荷の少ないまちづくり

##### 取組の方向性

国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」に示す7つの柱のうち、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理のさらなる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」は、本市の循環型社会の形成においても重要な課題です。

具体的には、シェアリングやリユースなどの普及、食品ロスの削減や食品リサイクル、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の検討、循環資源の広域的なりサイクルの推進、海洋プラスチック問題への対応としてのプラスチックの資源循環やバイオプラスチック他の素材への代替などを進めていく必要があります。

本市の1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にあり、福岡県平均よりも低い値で推移しています。

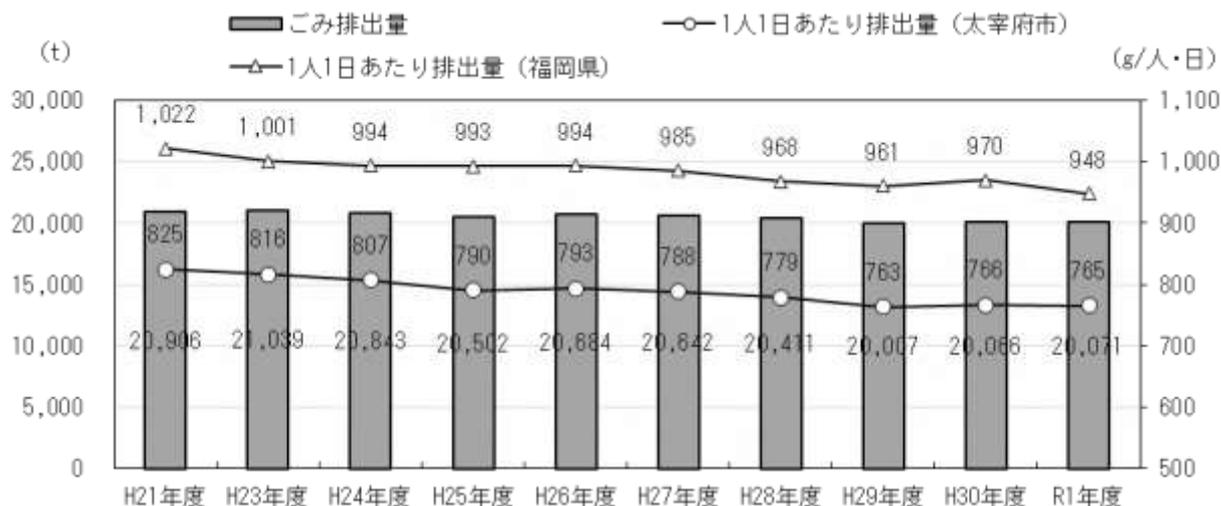
本市では、ごみ減量72,000人プロジェクト<sup>※1</sup>を掲げ、生ごみの減量、紙類などのリサイクルに取り組んでおり、今後とも「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、3R（リデュース、リユース、リサイクル）<sup>※2</sup>を推進し、市民をはじめ、地域と一体となつてごみの減量を推進していきます。

一般的にリサイクルは3Rのなかで最も認知度が高く、市民生活にもかなり浸透していますが、本市におけるリサイクル率は平成20年度以降17%台で推移しており、県全体の平均値より下回っています。

現在、自治会や子ども会、地域の環境関係団体等が取り組む古紙等集団回収の奨励金制度や生ごみ処理機購入費用の補助制度、ダンボールコンポスト利用促進などを実施していますが、さらにリサイクル率の向上につながる有効な制度の充実が必要です。

※1 太宰府市で取り組んでいるごみ減量プロジェクト。もえるごみの減量、雑がみのリサイクル、食品ロスの取組など、市民一人ひとりが取り組む必要のある活動を紹介し、ホームページでの呼びかけを行っている。

※2 リデュース (Reduce) : 廃棄物等の発生抑制、リユース (Reuse) : 再使用、リサイクル (Recycle) : 再生利用の三つの頭文字をとったもの。



[出典：環境課データ（太宰府市）、福岡県における一般廃棄物処理の現況（福岡県）]

図 12 ごみ排出量の推移

## 成果指標

指標項目	第三次計画策定時 (年度)	現況値 (年度)	目標値 (年度)	所管課
ごみ排出量 <sup>注</sup>	20,906 トン (平成 21 年度)	20,071 トン (令和元年度)	20,455 トン (令和 12 年度)	環境課
1人1日当たりのごみ排出量	825g/人・日 (平成 21 年度)	765g/人・日 (令和元年度)	693g/人・日 (令和 12 年度)	環境課
リサイクル率	17.2% (平成 21 年度)	17.5% (令和元年度)	20.0% (令和 12 年度)	環境課
古紙等資源再利用事業申請団体数	104 団体 (平成 21 年度)	117 団体 (令和元年度)	125 団体 (令和 12 年度)	環境課

注 将来予測人口が増えているため、目標値が増加しています。

## 市民やNPOに期待される役割

- エコバックを持って無駄な包装は断るようにします。
- 詰め替え容器に入った製品や簡易包装の製品を選びます。
- 耐久消費材は手入れや修理をしながら長く大切に使うようにします。
- 利用頻度の少ないものは、レンタルやシェアリングシステムを利用します。
- 耐久性の高い製品や省資源化設計の製品を選びます。
- リターナブル容器に入った製品を選び、使い終わった時にはリユース回収に出します。
- 資源ごみの分別回収に協力します。
- 資源ごみの効率的な分別回収を広めます。
- リサイクル製品を積極的に利用します。

- 集団回収運動へ積極的に参加します。
- 古紙等は地域の資源回収に出します。

## 事業者期待される役割

- 製品を設計する時に、製品ができるだけ長く使えるように工夫します（耐久性、修理性等）。
- 製品を設計する時に、製品ができるだけ少ない材料、部品等で構成されるように工夫します（省資源化）。
- 製品をつくる時に、原材料を無駄なく効率的に使うように工夫します。
- 修理や点検等のアフターサービスを充実することにより、製品の長期使用促進に努めます。
- 簡易梱包、簡易包装、詰め替え容器、通い箱等の利用、普及に努めます。
- 機械器具等の手入れ方法や修理方法を工夫して長期使用に努めます。
- 利用頻度の少ないものをシェアする仕組み、不用品を有効に活用する仕組みをつくります。
- 耐久性の高い製品や省資源化設計の製品を選びます。
- 食品ロスを削減する仕組みを作ります。
- 製品を設計する時に、本体や部品のリユースがしやすいように工夫します。
- 使用済製品を回収して本体や部品を再生し、再び新品同様の製品を作り出します。
- 使用済製品、部品、容器を回収し、再使用します。
- 製品を設計する時に、使用後のリサイクルがしやすいように工夫します。
- 製品をつくる時に、できるだけリサイクル原材料を使います。
- 使用済みとなった自社製品の回収・リサイクルに努めます。
- 発生した副産物・使用済製品を効率的にリサイクルします(仕組みづくりを含む)。

## 行政の具体的な取組

### ● リデュース、リユースの推進【環境課】

市民が主体的にリデュース、リユースに取り組むための啓発を行うとともに、詰め替え製品の利用奨励や 3010 運動、フードバンク活動\*など、誰もが気軽に取り組めるごみの発生抑制策を推進します。

また、事業者が主体的に取り組む発生抑制策を推進し、過剰包装の見直しや適切な在庫管理など、環境に配慮した事業展開を促進するなどごみの発生抑制を図ります。

特に、市役所においては環境施策の先導的役割を果たすため、3Rを基本として、エコ・オフィスの取組を徹底し、市を挙げてごみの発生抑制に努めます。

※ 包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を NPO 等が食品メーカーから引き取って、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動。

●排出されるごみの減量【環境課】

「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市民が無理なく取り組めるよう地域や環境関係団体等を通じてごみ減量の啓発を進め、減量目標の達成を目指すなど、総合的にごみ減量運動を展開します。

また、事業者から排出される廃棄物の実態を把握し、適正な処理を促進するとともに、商工団体等との連携を図りながら、事業者の主体的な取組を支援し、事業所ごみの減量を図ります。

●分別の徹底とリサイクルの推進【環境課】

限りある資源を有効利用し、より効果的なリサイクルを推進するために、ごみの分別の徹底を図ります。また、容器包装リサイクル法\*に基づき、容器包装類の分別収集及び再資源化を行うとともに、古紙等集団回収や生ごみの堆肥化など、市民や事業者、地域、市民団体、学校等によるリサイクル活動への取組を推進し、総合的なリサイクルの仕組みづくりを行うための取組を進めます。

※ 正式名称は「容器包装に係る分別収集および再商品化の促進等に関する法律」。一般廃棄物の減量および再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別排出、市町村は分別収集、製造・販売事業者は再商品化という役割分担を定めている。

表 20 雑がみ資源回収の取組

<p>雑がみとして出せるものリスト 《地域の資源回収》</p>	<p>紙製容器包装、紙パック、厚紙、色紙、お菓子の箱などの外箱、折り紙、折込チラシ、カタログ、紙袋、画用紙、カレンダー、家電等取扱説明書、コピー用紙、シュレッダーにかけた紙、ダイレクトメール、ティッシュの箱、手紙、ノート、トイレットペーパーの芯、はがき、パンフレット、ファイル（紙製）、封筒、付箋紙、プリント用紙、包装紙、ポスター、名刺、メモ用紙、ラップの箱・芯、ワイシャツの台紙、割ばしの袋</p>	<p>雑がみとして出せないものリスト 《地域の資源回収》</p>	<p>防水加工紙、ワックス加工紙、感熱紙、コーティング紙、その他（和紙類、インクジェット写真プリント用紙、圧着ハガキ、カーボン紙 など）</p>
-------------------------------------	--	--------------------------------------	--

[出典：「もえるごみ減量」の心得]

●プラスチック資源の回収、リサイクル【環境課】

ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品については、市民に対して不必要に使用・廃棄されることのないように啓発します。また、家庭から排出される使用済みプラスチックについては、分別回収によるリサイクルを推進します。

●リサイクル制度の充実【環境課】

古紙等集団回収奨励金や生ごみ処理機購入費補助、ダンボールコンポストの利用促進などの制度利用促進や対象拡大など、既存のリサイクル制度の充実を図ります。

## 関連計画

計画名	計画期間	発行年	所管課
第四次太宰府市一般廃棄物処理基本計画	令和3年～令和17年	令和3年	環境課
太宰府市分別収集計画（第9期）	令和2年～令和6年	令和2年	環境課
福岡都市圏南部地域及び久山町循環型社会形成推進地域計画	平成31年～令和5年	平成30年	環境課

## ②廃棄物の適正処理の徹底

### 取組の方向性

廃棄物処理において最も重要なことは、安全かつ適正な処理と環境への影響を最小限にとどめることです。ごみ・し尿の収集運搬及び処理の過程においては、安全確保と環境への配慮を最優先に、適正な処理が行われなければなりません。また、不燃ごみ処理施設である環境美化センターの管理運営にあたっては、極力資源化物のリサイクルを行い、最終処分場への埋立量低減を図るとともに、周辺地域の環境に影響を及ぼさないよう監視が必要です。可燃ごみについては、「福岡都市圏南部環境事業組合<sup>※1</sup>」において「クリーン・エネ・パーク南部<sup>※2</sup>」及び「グリーンヒルまどか<sup>※3</sup>」で処理を行っています。

国の災害廃棄物対策指針では、地方公共団体が災害廃棄物処理計画<sup>※4</sup>の策定を行うとともに、防災訓練等を通じて計画を確認し、継続的な見直しを行うこととされていることから、「災害廃棄物処理計画」を策定します。

- ※1 福岡市、春日市、大野城市、太宰府市および那珂川市で構成し、可燃ごみの共同処理を行うため、平成 18 年（2006 年）5 月に一部事務組合を設立。
- ※2 福岡都市圏南部地域（福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市）約 60 万の住民の燃やせるごみを処理する清掃工場。ごみ焼却時の熱を活用した発電など再生可能エネルギー発電に取り組んでいるほか、環境学習の拠点施設となっている。
- ※3 クリーン・エネ・パーク南部から出る適正に処理された可燃ごみの焼却残渣（焼却灰・飛灰）を埋立処理する施設。
- ※4 実際に災害が起きた時に、どのように災害廃棄物に対処するかを事前に定めた計画。被害予測に基づく災害廃棄物の発生量推計に基づいた処理の方針、体制、分別処理フロー、環境対策とともに、それを実行するために必要となる人材、費用、施設、機材、情報等の調達・配置の方法やリストなどが示される。

### 成果指標

指標項目	第三次計画策定時 (年度)	現況値 (年度)	目標値 (年度)	所管課
環境美化センター地下水の水質	水質基準未満 (平成 21 年度)	水質基準未満 (令和元年度)	水質基準未満 (令和 12 年度)	環境課
最終処分率 (ごみ排出量に対して埋立処分されるごみの量の割合)	12.0% (平成 21 年度)	10.0% (令和元年度)	9.1% (令和 12 年度)	環境課

### 市民やNPOに期待される役割

- ごみ出しのルールを守るとともに、不法投棄はしません。
- ごみの不法投棄を知ったら市に連絡するなど、不法投棄撲滅に協力します。
- 浄化槽を設置している家庭では、適正な維持管理を行います。

## 事業者に期待される役割

- 事業所からの廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）は適正に処理します。
- 産業廃棄物の処理を委託するときは、マニフェストシステム<sup>※1</sup>を用い、委託した産業廃棄物が適正に処理されたか確認します。
- 大量の災害廃棄物を排出する可能性がある事業者や、非常災害時に危険物、有害物質等を含む廃棄物を排出する可能性のある事業者は、その所有する施設等から発生する災害廃棄物を、主体的に処理するよう努めます。

※1 排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、マニフェスト（産業廃棄物管理票）に産業廃棄物の名称、数量、運搬業者名、処分業者名などを記入し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理するしくみで、不適正な処理による環境汚染や不法投棄の未然防止のためのもの。

## 行政の具体的な取組

- ごみ出しルールの啓発**  
市民・事業者に対してごみ出しルールの普及啓発を促進します。
- 高齢者・障がい者のごみ出しへの支援【環境課】**  
社会課題の変化に応じ高齢者・障がい者等のごみ出しを支援する等、市民サービスの維持向上を図ります。
- ごみの適正な収集・運搬【環境課】**  
安全かつ効率的な収集・運搬体制の整備を図るとともに、周辺環境に配慮しながら日頃の収集運搬業務を行うよう収集・運搬業者の指導を行います。
- し尿の適正な収集・運搬【環境課】**  
衛生的かつ効率的な収集・運搬体制を維持するとともに、周辺環境に配慮しながら日頃の収集運搬業務を行うよう収集・運搬業者の指導を行います。
- 大野城太宰府環境施設組合<sup>※2</sup>の適正な運営【環境課】**  
大野城市と連携を図りながら、今後の組合のあり方について検討を進めるとともに、大野城環境処理センターの適正な運営を行います。

※2 大野城市および太宰府市で構成し、可燃ごみの共同処理を行うため、昭和53年（1978年）2月に一部事務組合を設立。現在の同組合における主な事務は、最終処分場（灰処分場）の管理および緑のリサイクル。

- 両筑衛生施設組合<sup>※3</sup>の適正な運営【環境課】**  
構成市町との広域的な連携を図りながら、し尿処理施設両筑苑の適正な運営を行います。

※3 筑紫野市、小郡市、太宰府市、大刀洗町、久留米市および筑前町で構成し、し尿の終末処理および施設の建設および維持管理など、共同で処理を行うため、昭和40年（1965年）8月に一部事務組合を設立。

#### ●環境美化センターの適正な運営【環境課】

不燃ごみ・粗大ごみ処理施設、最終処分場及び浸出水処理施設などの適正な管理運営を行うとともに、水質等の環境調査の実施など、周辺地域の環境保全を図ります。また、リサイクル拠点としての機能の充実を図ります。

#### ●福岡都市圏南部環境事業組合の適正な運営【環境課】

構成市との広域的な連携を図りながら、クリーン・エネ・パーク南部及びグリーンヒルまどかの適正な運営を行います。

#### ●不法投棄防止対策【環境課】

不法投棄を防止するため、多発地域の特定を図るとともに、監視カメラの計画的、効率的な設置や地域と連携をとりながら監視パトロールを行う等、不法投棄の未然防止、早期発見に努めます。特に悪質な事案について、警察と連携して厳正に対処します。

#### ●災害廃棄物処理計画の策定【環境課】

非常災害時にも速やかに対応できるよう、関係機関・関係団体との連携体制の構築、処理体制の整備等に努め、非常災害時に備えた、「災害廃棄物処理計画」の策定を令和3年度から検討します。

また、平時から災害廃棄物処理（分別方法、仮置場の運用情報、処理の方針等）に関して地域住民等に対して積極的に情報発信・情報共有を行い、理解の促進に努めます。

#### ●PCB<sup>※1</sup>の適正処理【環境課】

国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画<sup>※2</sup>及び「福岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画<sup>※3</sup>」に基づき、計画的処理完了期限内に安全かつ早期に処理を完了させます。

本市内の低濃度PCB廃棄物について令和8年度中の全量処理を目標として取り組みを進めます。

※1 Poly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）の略称で、人工的に作られた、化学物質。水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙などさまざまな用途で利用されていたが、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、さまざまな症状を引き起こすことから、現在は製造・輸入ともに禁止されている。

※2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に都道府県や市町村で推進するため、国が必要な事項を定めたもの。

※3 人の健康及び生活環境に係る被害を生じさせるおそれがある県内のPCB廃棄物について、確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項を定め、早期かつ計画的な処理を促進し、PCB廃棄物による環境汚染の未然防止、県民の健康保護、生活環境の保全を図るための計画。

●水銀の適正処理【環境課】

水銀に係る排出規制、水銀含有廃棄物の回収を進めます。

関連計画

計画名	計画期間	発行年	所管課
第四次太宰府市一般廃棄物処理基本計画	令和3年～令和17年	令和3年	環境課
太宰府市分別収集計画（第9期）	令和2年～令和6年	令和元年	環境課
福岡都市圏南部地域及び久山町循環型社会形成推進地域計画	平成31年～令和5年	平成30年	環境課